# 令和5年和泉市議会第3回定例会議案書(条例案)目次

種別及び番号	件	名	摘	要
議案第49号	和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条	例の一部を改正する条例制定について	Р.	2
議案第53号	和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例制定について		Р.	4 7
議案第56号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につい	7	Р.	4 9
議案第57号	和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定	について	Р.	6 4

## 議案第 49 号

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

## 理 由

組織の活性化を図り、市民サービスの向上につなげることを目的に、職員の意欲、能力、成果を適切に処遇に反映する人事給与制度を構築するため、給料表及び諸手当等に関する規定を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

料表(二)の適用を受ける者にあっては行政職(二)等級別基準職

第1条 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示	すように改正する。
新	旧
(給料表)	(給料表)
第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範	第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範
囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。	囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
(1) <u>行政職給料表(一)</u> (別表第1)	(1) <u>行政職給料表</u> (別表第1)
(2) 行政職給料表(二) (別表第2)	
(3) 定年前再任用短時間勤務職員給料表 (別表第3)	(2) 定年前再任用短時間勤務職員給料表 (別表第2)
2 略	2 略
3 給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の	3 給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の
度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類し、その分類	度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類し、その分類
の基準となるべき標準的な職務の内容は、第1項の行政職給料表	の基準となるべき標準的な職務の内容は、 等級別基準職務表 (別表
(一)及び定年前再任用短時間勤務職員給料表の適用を受ける者に	<u>第2の2)</u> に定めるとおりとし、 <u>同表</u> に掲げる職務とその複雑、困
あっては行政職(一)等級別基準職務表(別表第4)に、行政職給	難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの

職務の等級に分類されるものとする。

旧

務表(別表第5)に定めるとおりとし、各等級別基準職務表に掲げ る職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定め るものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

略 5

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 略

2~5 略

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合 の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務 した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳を超える職) 員にあっては、0号給)とすることを標準として規則で定める基準 に従い決定するものとする。この場合において、昇給させる号給数 の上限は、8号給とする。

#### $7 \sim 9$ 略

(会計年度短時間勤務職員の報酬等)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、地域手当に相当する 率及びその職種、勤務日数、職務内容その他の条件に応じて規則で 定める率を乗じて得た額(その額に100円に満たない端数がある

略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 略

2~5 略

の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務 した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳以上になる 職員(当該職員で規則で定めるものを除く。)にあっては2号給。 当該年度中に61歳以上になる職員にあっては0号給)とすること を標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。この場 合において、昇給させる号給数の上限は、8号給とする。

#### $7 \sim 9$ 略

(会計年度短時間勤務職員の報酬等)

第12条 会計年度短時間勤務職員の報酬月額は、次の各号に掲げる 第12条 会計年度短時間勤務職員の報酬月額は、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、地域手当に相当する 率及びその職種、勤務日数、職務内容その他の条件に応じて規則で 定める率を乗じて得た額(その額に100円に満たない端数がある

旧

ときは、これを切り上げた額)とする。この場合において、規則で 定める率の上限は、100分の150とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の職員 行政職給料表(一)の1等級又は 2等級を適用し、次条に定めるところにより決定された号給によ る額
- (2) 国民健康保険料徴収員 行政職給料表(一)の1等級を適用し、 次条に定めるところにより決定された号給による額に、徴収額等 の実績に基づき規則で定める額を加算した額
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員のうち外国語 2 指導助手の報酬月額は、外国語指導助手報酬表(別表第6)を適用 し、次条に定めるところにより決定された号給による額とする。

## $3\sim7$ 略

(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)

### 第12条の2 略

通じて会計年度短時間勤務職員(外国語指導助手を除く。)であっ た者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第 6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところによ り、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。 この場合において、同条第6項中「(当該年度中に55歳を超える)

ときは、これを切り上げた額)とする。この場合において、規則で 定める率の上限は、100分の150とする。

- (1)次号に掲げる者以外の職員 行政職給料表の1等級又は2等級 を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額
- (2) 国民健康保険料徴収員 行政職給料表の1等級を適用し、次条 に定めるところにより決定された号給による額に、徴収額等の実 績に基づき規則で定める額を加算した額
- 前項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員のうち外国語 指導助手の報酬月額は、外国語指導助手報酬表(別表第3)を適用 し、次条に定めるところにより決定された号給による額とする。

## $3\sim7$ 略

(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)

## 第12条の2 略

2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を 通じて会計年度短時間勤務職員(外国語指導助手を除く。)であっ た者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第 6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところによ り、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。 この場合において、同条第6項中「(当該年度中に55歳以上にな

職員にあっては、0号給)」とあるのは「(当該年度中に55歳以 上になる職員にあっては、2号給)」と読み替えるものとする。

3 略

(扶養手当)

第13条 略

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいず 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいず れかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。) については1人につき6,500円(行政職給料表(一) の適用を受ける職員でその職務の等級が7等級であるもの(以下 「行政職給料表(一)7等級職員」という。)にあっては、3,5 00円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」 という。) については1人につき10,000円とする。

4 略

第14条 略

旧

る職員(当該職員で規則で定めるものを除く。)にあっては2号給。 当該年度中に61歳以上になる職員にあっては0号給)」とあるの は「(当該年度中に55歳以上になる職員(当該職員で規則で定め るものを除く。)にあっては2号給)」と読み替えるものとする。

3 略

(扶養手当)

第13条 略

- 2 略
- れかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。)については1人につき6、500円(行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の等級が8等級であるもの(以下「行政職 給料表8等級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項 第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) に ついては1人につき10、000円とする。

4 略

第14条 略

- 略
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合にお 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合にお いては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日 いては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日

であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前 項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶 養手当の支給額の改定について準用する。

であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前 項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶 養手当の支給額の改定について準用する。

- (1)、(2)略
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係る ものがある行政職給料表(一)7等級職員が行政職給料表(一) 7等級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係る (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係る ものがある職員で行政職給料表(一)7等級職員以外のものが行 政職給料表(一)7等級職員となった場合
- (5) 略
- 4 略

(住居手当)

- 第14条の3 職員に、月額28,000円を超えない範囲で住居手 第14条の3 職員に、月額27,000円を超えない範囲で住居手 当を支給する。
- 2 前項の住居手当の支給を受ける職員で市内に居住するものに対 しては、5年を超えない範囲内において、当該住居手当の額に10 0分の50を乗じて得た額を加えて支給する。
- 3、4 略

(管理職手当)

(1)、(2) 略

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係る ものがある行政職給料表8等級職員が行政職給料表8等級職員 以外の職員となった場合
- ものがある職員で行政職給料表8等級職員以外のものが行政職 給料表8等級職員となった場合
- (5) 略
- 4 略

(住居手当)

当を支給する。

2、3 略

(管理職手当)

 $\square$ 

#### 第24条 略

2 管理職手当の額は、月額105,000円以内とし、支給の範囲 2 管理職手当の額は、月額94,000円以内とし、支給の範囲は、 は、規則で定める。

#### 3、4 略

(退職手当の調整額)

第36条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基 第36条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基 礎在職期間(第34条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。 以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除) く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由に より現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職 務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」 という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にそ の者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号 に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多い ものから順次その順位を付し、その第1順位から第120順位まで の調整月額(当該各月の月数が120月に満たない場合には、当該 各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) 第1号区分 32,750円

#### 第24条 略

規則で定める。

#### 3、4 略

(退職手当の調整額)

礎在職期間(第34条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。 以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除 く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由に より現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職 務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」 という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にそ の者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号 に定める額(以下「調整月額」という。) のうちその額が最も多い ものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの 調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月 の調整月額)を合計した額とする。

(1) 第1号区分 65,000円

新	旧
(2) 第2号区分 <u>29,780円</u>	(2) 第2号区分 <u>59,550円</u>
(3) 第3号区分 <u>23,840円</u>	(3) 第3号区分 <u>54,150円</u>
(4) 第4号区分 <u>17,880円</u>	(4) 第4号区分 <u>43,350円</u>
(5) 第5号区分 <u>14,910円</u>	(5) 第5号区分 <u>32,500円</u>
(6) 第6号区分 <u>0</u>	(6) 第6号区分 <u>27,100円</u>
	(7) 第7号区分 21,700円
	(8) 第8号区分 0
2~5 略	2~5 略
附則	附則
1~15 略	1~15 略
(給料月額の減額改定に係る退職手当の算定)	(給料月額の減額改定に係る退職手当の算定)
A CONTROL OF A STREET AND LIGHTED AND A STREET AND A CONTROL OF THE CONTROL OF TH	

16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成19 16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成19 年3月31日以前及び令和6年4月1日以後に行われた給料月額 の減額改定で市長が定めるものを除く。) によりその者の給料月額 が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額 が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支 給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、退職手当 の算定に係る給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただ し、第36条の5第2項に規定する各給料表の適用を受ける職員に 係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他

年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定める ものを除く。) によりその者の給料月額が減額されたことがある場 合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達し ない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適 用を受けたことがあるときは、退職手当の算定に係る給料月額に は、当該差額を含まないものとする。ただし、第36条の5第2項 に規定する各給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含ま れる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月

新	旧
の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとし	額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものに
て規則で定めるものについては、この限りでない。	ついては、この限りでない。
17~52 略	17~52 略

別表第1を次のように改める。

## 別表第1(第5条関係) 行政職給料表(一)

職務の	1等級	職務の	2等級	職務の	3等級	職務の	4等級	職務の	5等級	職務の	6等級	職務の	7 55/11
等級		等級	乙寸柳	等級	る守秘	等級	4 守700	等級	3 守7双	等級	0 守700	等級	7等級
号給	給料月額												
	円		円		円		円		円		円		円
1	150, 100	1	198, 500	1	266, 000	1	351, 500	1	382, 100	1	403, 200	1	468, 600
2	151, 200	2	200, 300	2	267, 700	2	353, 400	2	383, 500	2	405, 100		
3	152, 400	3	202, 100	3	269, 200	3	355, 200	3	385, 000	3	406, 900		
4	153, 500	4	203, 900	4	271, 000	4	357, 000	4	386, 600	4	408, 800		
5	154, 600	5	205, 400	5	272, 700	5	358, 700	5	388, 000	5	410, 600		
6	155, 700	6	207, 200	6	274, 500	6	360, 100	6	389, 200	6	412, 400		
7	156, 800	7	209, 000	7	276, 300	7	361, 400	7	390, 400	7	414, 300		
8	157, 900	8	210, 800	8	278, 300	8	362, 800	8	391, 500	8	416, 100		
9	158, 900	9	212, 400	9	280, 200	9	364, 200	9	392, 600	9	417, 600		
10	160, 300	10	214, 200	10	282, 200	10	365, 500	10	393, 800	10	419, 100		

11	161, 600	11	216, 000	11	284, 100	11	366, 400	11	395, 000	11	420, 700	İ		
12	162, 900	12	217, 800	12	286, 000	12	367, 500	12	396, 100	12	422, 300	İ		
13	164, 100	13	219, 200	13	287, 900	13	368, 600	13	396, 800	13	423, 600	İ		
14	165, 600	14	221, 000	14	289, 700	14	369, 400	14	397, 500	14	424, 900	İ		
15	167, 100	15	222, 700	15	291, 200	15	370, 300	15	398, 200	15	426, 100	İ		
16	168, 700	16	224, 500	16	292, 600	16	371, 200	16	398, 900	16	427, 300	İ		
17	169, 800	17	226, 100	17	294, 400	17	372, 100	17	399, 500	17	428, 600	İ		
18	171, 200	18	227, 800	18	296, 400	18	373, 000	18	400, 100	18	429, 900	İ		
19	172, 600	19	229, 400	19	298, 500	19	373, 800	19	400,600			İ		
20	174, 000	20	230, 900	20	300, 500	20	374, 600	20	401,000			İ		
21	175, 300	21	232, 200	21	302, 400	21	375, 400	21	401, 400			İ		
22	177, 800	22	233, 800	22	304, 500	22	376, 100	22	401, 700			İ		
23	180, 300	23	235, 400	23	306, 500	23	376, 800	23	402,000			İ		
24	182, 800	24	236, 900	24	308, 600	24	377, 500	24	402, 300			İ		
25	185, 200	25	237, 900	25	310, 300	25	378, 200	25	402, 600			İ		
26	186, 900	26	239, 400	26	312, 400	26	378, 700	26	402, 900			İ		
27	188, 500	27	240, 700	27	314, 400	27	379, 300					İ		
28	190, 200	28	241, 900	28	316, 400	28	379, 900					İ		
29	191, 700	29	243, 100	29	318, 100	29	380, 600					İ		
30	193, 400	30	244, 100	30	320, 100	30	381,000					İ		
31	195, 200	31	245, 100	31	322, 200	31	381, 700					İ		

	32	196, 900	32	246, 100	32	324, 300
;	33	198, 500	33	247, 200	33	325, 500
	34	199, 900	34	248, 100	34	327, 500
	35	201, 400	35	249, 000	35	329, 400
	36	202, 900	36	250, 000	36	331, 500
	37	204, 200	37	250, 900	37	333, 400
:	38	205, 500	38	252, 200	38	335, 300
	39	206, 700	39	253, 400	39	337, 300
4	40	208, 000	40	254, 700	40	339, 200
2	41	209, 300	41	256, 000	41	341, 100
2	42	210, 600	42	257, 400	42	343, 000
2	43	211, 900	43	258, 600	43	344, 800
4	44	213, 200	44	259, 800	44	346, 700
4	45	214, 300	45	260, 900	45	348, 200
4	46	215, 600	46	262, 100	46	349, 600
2	47	216, 900	47	263, 400	47	351, 100
	48	218, 200	48	264, 500		
	49	219, 200	49	265, 600		
į	50	220, 300	50	266, 600		
į	51	221, 300	51	267, 800		
ļ	52	222, 300	52	268, 900		

53	223, 300	53	269, 900					
54	224, 200	54	270, 900					
55	225, 100	55	272, 000					
56	226, 000	56	273, 100					
57	226, 300	57	274, 000					
58	227, 100	58	275, 000					
59	227, 800	59	275, 900					
60	228, 500	60	277, 000					
61	229, 200	61	278, 100					
62	230, 000	62	279, 100					
63	230, 700	63	280, 000					
64	231, 300	64	281, 000					
65	231, 900	65	281, 500					
66	232, 500	66	282, 400					
67	233, 100	67	283, 100					
68	233, 800	68	284, 000					
69	234, 500	69	285, 000					
70	235, 100	70	285, 800					
71	235, 600	71	286, 600					
72	236, 300	72	287, 400					
73	237, 000	73	288, 200					

74	237, 600	74	288, 700						
75	238, 200	75	289, 100						
76	238, 700	76	289, 600						
77	239, 300	77	289, 800						
78	240, 000	78	290, 100						
79	240, 700	79	290, 300						
80	241, 200	80	290, 700						
81	241, 700	81	290, 900						
82	242, 300	82	291, 100						
83	242, 900	83	291, 500						
84	243, 400	84	291, 800						
85	243, 900	85	292, 100						
86	244, 500	86	292, 400						
87	245, 100	87	292, 700						
88	245, 600	88	293, 100						
89	246, 100	89	293, 400						
90	246, 600	90	293, 800						
91	246, 900	91	294, 100						
92	247, 300	92	294, 500						
93	247, 600	93	294, 700						
		94	294, 900						

	95	295, 200						
	96	295, 600						
	97	295, 800						
	98	296, 100						
	99	296, 500						
	100	296, 900						
	101	297, 100						
	102	297, 400						
	103	297, 800						
	104	298, 100						
	105	298, 300						
	106	298, 600						
	107	299, 000						
	108	299, 300						
	109	299, 500						
	110	299, 900						
	111	300, 300						
	112	300, 600						
	113	300, 800						
	114	301,000						
	115	301, 300						

	116	301, 700					
	117	301, 900					
	118	302, 100					
	119	302, 400					
	120	302, 700					
	121	303, 100					
	122	303, 300					
	123	303, 600					
	124	303, 900					
	125	304, 200					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3を別表第6とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第5(第5条関係) 行政職(二)等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
4 等級	主査の職務
3等級	主任の職務
2等級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
1等級	定型的な業務を行う主事の職務

別表第2の2を別表第4とし、同表を次のよう改める。

別表第4(第5条関係) 行政職(一)等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
-------	---------

7等級	(1) 参与、各部局等の部長、担当監、理事及び事務局長の職務				
	(2) 福祉事務所長の職務				
	(3) 教育委員会事務局の教育次長の職務				
	(4) 消防本部の消防長の職務				
6等級	(1) 各部局等の次長及び室長(会計室の室長を除く。)の職務				
	(2) 会計管理者の職務				
	(3) 消防署の署長の職務				
5等級	(1) 各部局等の課長、総括参事及び参事の職務				
	(2) 会計室の室長の職務				
	(3) 公の施設の長で規則で定めるものの職務				
4等級	各部局等の課長補佐、総括主幹及び主幹の職務				
3等級	各部局等の係長、総括主査及び主査の職務				
2等級	(1) 各部局等の主任の職務				
	(2) 消防本部の副主任の職務				
1等級	各部局等の主事の職務				

別表第2を別表第3とし、同表を次のように改める。

別表第3(第5条関係) 定年前再任用短時間勤務職員給料表

職務の等級	給料月額
	P
1 等級	215, 200
2等級	255, 200

3等級	274,	6 0 0
4等級	289,	700
5 等級	3 1 5,	100
6 等級	3 5 6,	800
7等級	389,	900

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係) 行政職給料表 (二)

職務の	1等級	職務の	2等級	職務の	3等級	職務の	4等級
等級	1 77/1/X	等級	2 4/100	等級	0 47/1/X	等級	4 分//
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	150, 100	1	198, 500	1	234, 400	1	266, 000
2	151, 200	2	200, 300	2	236, 000	2	267, 700
3	152, 400	3	202, 100	3	237, 500	3	269, 200
4	153, 500	4	203, 900	4	239, 000	4	271,000
5	154, 600	5	205, 400	5	240, 300	5	272, 700
6	155, 700	6	207, 200	6	241, 900	6	274, 500
7	156, 800	7	209, 000	7	243, 400	7	276, 300
8	157, 900	8	210, 800	8	244, 900	8	278, 300
9	158, 900	9	212, 400	9	246, 000	9	280, 200
10	160, 300	10	214, 200	10	247, 500	10	282, 200

1				i e			
11	161, 600	11	216, 000	11	249, 000	11	284, 100
12	162, 900	12	217, 800	12	250, 300	12	286, 000
13	164, 100	13	219, 200	13	251, 800	13	287, 900
14	165, 600	14	221, 000	14	253, 000	14	289, 700
15	167, 100	15	222, 700	15	254, 300	15	291, 200
16	168, 700	16	224, 500	16	255, 500	16	292, 600
17	169, 800	17	226, 100	17	256, 800	17	294, 400
18	171, 200	18	227, 800	18	258, 200	18	296, 400
19	172, 600	19	229, 400	19	259, 600	19	298, 500
20	174, 000	20	230, 900	20	261, 100	20	300, 500
21	175, 300	21	232, 200	21	262, 700	21	302, 400
22	177, 800	22	233, 800	22	264, 400	22	304, 500
23	180, 300	23	235, 400	23	266, 000	23	306, 500
24	182, 800	24	236, 900	24	267, 600	24	308, 600
25	185, 200	25	237, 900	25	269, 400	25	310, 300
26	186, 900	26	239, 400	26	271, 200	26	312, 400
27	188, 500	27	240, 700	27	272, 900	27	314, 400
28	190, 200	28	241, 900	28	274, 600	28	316, 400
29	191, 700	29	243, 100	29	276, 200	29	318, 100
30	193, 400	30	244, 100	30	277, 900	30	320, 100
31	195, 200	31	245, 100	31	279, 700	31	322, 200

1	i i	i i					i	1	
	32	196, 900	32	246, 100	32	281, 200	32	324, 300	
	33	198, 500	33	247, 200	33	282, 400	33	325, 500	
	34	199, 900	34	248, 100	34	284, 100	34	327, 500	
	35	201, 400	35	249, 000	35	285, 700	35	329, 400	
	36	202, 900	36	250, 000	36	287, 400	36	331, 500	
	37	204, 200	37	250, 900	37	289, 000	37	333, 400	
	38	205, 500	38	252, 200	38	290, 700	38	335, 300	
	39	206, 700	39	253, 400	39	292, 500	39	337, 300	
	40	208, 000	40	254, 700	40	294, 300	40	339, 200	
	41	209, 300	41	256, 000	41	295, 800	41	341, 100	
	42	210, 600	42	257, 400	42	297, 500	42	343, 000	
	43	211, 900	43	258, 600	43	299, 000	43	344, 800	
	44	213, 200	44	259, 800	44	300, 600	44	346, 700	
	45	214, 300	45	260, 900	45	302, 200	45	348, 200	
	46	215, 600	46	262, 100	46	303, 900	46	349, 600	
	47	216, 900	47	263, 400	47	305, 500	47	351, 100	
	48	218, 200	48	264, 500	48	307, 200	48	352, 600	
	49	219, 200	49	265, 600	49	308, 100	49	354, 200	
	50	220, 300	50	266, 600	50	309, 600	50	355, 000	
	51	221, 300	51	267, 800	51	311, 100	51	356, 200	
	52	222, 300	52	268, 900	52	312, 700	52	357, 200	

53	223, 300	53	269, 900	53	314, 300	53	358, 100
54	224, 200	54	270, 900	54	315, 900	54	359, 200
55	225, 100	55	272, 000	55	317, 500	55	360, 100
56	226, 000	56	273, 100	56	319, 000	56	361, 200
57	226, 300	57	274, 000	57	320, 500	57	362, 100
58	227, 100	58	275, 000	58	321, 700	58	362, 800
59	227, 800	59	275, 900	59	322, 900	59	363, 500
60	228, 500	60	277, 000	60	324, 100	60	364, 200
61	229, 200	61	278, 100	61	324, 800	61	364, 600
62	230, 000	62	279, 100	62	325, 700	62	365, 200
63	230, 700	63	280, 000	63	326, 500	63	365, 900
64	231, 300	64	281, 000	64	327, 300	64	366, 600
65	231, 900	65	281, 500	65	328, 200	65	366, 900
66	232, 500	66	282, 400	66	328, 600	66	367, 600
67	233, 100	67	283, 100	67	329, 300	67	368, 300
68	233, 800	68	284, 000	68	330, 100	68	369, 000
69	234, 500	69	285, 000	69	330, 900	69	369, 300
70	235, 100	70	285, 800	70	331, 600	70	369, 900
71	235, 600	71	286, 600	71	332, 300	71	370, 600
72	236, 300	72	287, 400	72	333, 000	72	371, 200
73	237, 000	73	288, 200	73	333, 500	73	371, 500

74     237, 600     74     288, 700     74     334, 100     74     372, 100       75     238, 200     75     289, 100     75     334, 600     75     372, 800       76     238, 700     76     289, 600     76     335, 200     76     373, 400       77     239, 300     77     289, 800     77     335, 500     77     373, 800       78     240, 000     78     290, 100     78     336, 400     79     374, 900       80     241, 200     80     290, 700     80     336, 900     80     375, 400       81     241, 700     81     290, 900     81     337, 300     81     375, 900       82     242, 300     82     291, 100     82     337, 800     82     376, 500       83     242, 900     83     291, 500     83     338, 800     84     377, 300       84     243, 400     84     291, 800     84     338, 800     84     377, 700	1	1		1	1	1	ı	I
76     238,700     76     289,600     76     335,200     76     373,400       77     239,300     77     289,800     77     335,500     77     373,800       78     240,000     78     290,100     78     336,000     78     374,300       79     240,700     79     290,300     79     336,400     79     374,900       80     241,200     80     290,700     80     336,900     80     375,400       81     241,700     81     290,900     81     337,300     81     375,900       82     242,300     82     291,100     82     337,800     82     376,500       83     242,900     83     291,500     83     338,300     83     377,000       84     243,400     84     291,800     84     338,800     84     377,700       86     244,500     86     292,400     86     339,500     86     378,200       87     245,100	74	237, 600	74	288, 700	74	334, 100	74	372, 100
77     239, 300     77     289, 800     77     335, 500     77     373, 800       78     240, 000     78     290, 100     78     336, 000     78     374, 300       79     240, 700     79     290, 300     79     336, 400     79     374, 900       80     241, 200     80     290, 700     80     336, 900     80     375, 400       81     241, 700     81     290, 900     81     337, 300     81     375, 900       82     242, 300     82     291, 100     82     337, 800     82     376, 500       83     242, 900     83     291, 500     83     338, 300     83     377, 000       84     243, 400     84     291, 800     84     338, 800     84     377, 300       85     243, 900     85     292, 100     85     339, 100     85     377, 700       86     244, 500     86     292, 400     86     339, 500     86     378, 200	75	238, 200	75	289, 100	75	334, 600	75	372, 800
78     240,000     78     290,100     78     336,000     78     374,300       79     240,700     79     290,300     79     336,400     79     374,900       80     241,200     80     290,700     80     336,900     80     375,400       81     241,700     81     290,900     81     337,300     81     375,900       82     242,300     82     291,100     82     337,800     82     376,500       83     242,900     83     291,500     83     338,300     83     377,000       84     243,400     84     291,800     84     338,800     84     377,300       85     243,900     85     292,100     85     339,100     85     377,700       86     244,500     86     292,400     86     339,500     86     378,200       87     245,100     87     292,700     87     340,000     87     378,600       89     246,600	76	238, 700	76	289, 600	76	335, 200	76	373, 400
79     240, 700     79     290, 300     79     336, 400     79     374, 900       80     241, 200     80     290, 700     80     336, 900     80     375, 400       81     241, 700     81     290, 900     81     337, 300     81     375, 900       82     242, 300     82     291, 100     82     337, 800     82     376, 500       83     242, 900     83     291, 500     83     338, 300     83     377, 000       84     243, 400     84     291, 800     84     338, 800     84     377, 300       85     243, 900     85     292, 100     85     339, 100     85     377, 700       86     244, 500     86     292, 400     86     339, 500     86     378, 200       87     245, 100     87     292, 700     87     340, 000     87     378, 600       88     245, 600     88     293, 100     88     340, 400     88     379, 900	77	239, 300	77	289, 800	77	335, 500	77	373, 800
80   241, 200   80   290, 700   80   336, 900   80   375, 400     81   241, 700   81   290, 900   81   337, 300   81   375, 900     82   242, 300   82   291, 100   82   337, 800   82   376, 500     83   242, 900   83   291, 500   83   338, 300   83   377, 000     84   243, 400   84   291, 800   84   338, 800   84   377, 300     85   243, 900   85   292, 100   85   339, 100   85   377, 700     86   244, 500   86   292, 400   86   339, 500   86   378, 200     87   245, 100   87   292, 700   87   340, 000   87   378, 600     88   245, 600   88   293, 100   88   340, 400   88   379, 000     89   246, 100   89   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   342, 000   92   3	78	240, 000	78	290, 100	78	336, 000	78	374, 300
81   241,700   81   290,900   81   337,300   81   375,900     82   242,300   82   291,100   82   337,800   82   376,500     83   242,900   83   291,500   83   338,300   83   377,000     84   243,400   84   291,800   84   338,800   84   377,300     85   243,900   85   292,100   85   339,100   85   377,700     86   244,500   86   292,400   86   339,500   86   378,200     87   245,100   87   292,700   87   340,000   87   378,600     88   245,600   88   293,100   88   340,400   88   379,000     89   246,100   89   293,400   89   340,700   89   379,400     90   246,600   90   293,800   90   341,100   90   379,900     91   246,900   91   294,100   91   341,600   91   380,700     92	79	240, 700	79	290, 300	79	336, 400	79	374, 900
82   242, 300   82   291, 100   82   337, 800   82   376, 500     83   242, 900   83   291, 500   83   338, 300   83   377, 000     84   243, 400   84   291, 800   84   338, 800   84   377, 300     85   243, 900   85   292, 100   85   339, 100   85   377, 700     86   244, 500   86   292, 400   86   339, 500   86   378, 200     87   245, 100   87   292, 700   87   340, 000   87   378, 600     88   245, 600   88   293, 100   88   340, 400   88   379, 000     89   246, 100   89   293, 400   89   340, 700   89   379, 900     90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 700     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   3	80	241, 200	80	290, 700	80	336, 900	80	375, 400
83   242,900   83   291,500   83   338,300   83   377,000     84   243,400   84   291,800   84   338,800   84   377,300     85   243,900   85   292,100   85   339,100   85   377,700     86   244,500   86   292,400   86   339,500   86   378,200     87   245,100   87   292,700   87   340,000   87   378,600     88   245,600   88   293,100   88   340,400   88   379,000     89   246,100   89   293,400   89   340,700   89   379,400     90   246,600   90   293,800   90   341,100   90   379,900     91   246,900   91   294,100   91   341,600   91   380,300     92   247,300   92   294,500   92   342,000   92   380,700     93   247,600   93   294,700   93   342,200   93   381,000	81	241, 700	81	290, 900	81	337, 300	81	375, 900
84   243, 400   84   291, 800   84   338, 800   84   377, 300     85   243, 900   85   292, 100   85   339, 100   85   377, 700     86   244, 500   86   292, 400   86   339, 500   86   378, 200     87   245, 100   87   292, 700   87   340, 000   87   378, 600     88   245, 600   88   293, 100   88   340, 400   88   379, 000     89   246, 100   89   293, 400   89   340, 700   89   379, 400     90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 300     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   380, 700     93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	82	242, 300	82	291, 100	82	337, 800	82	376, 500
85   243, 900   85   292, 100   85   339, 100   85   377, 700     86   244, 500   86   292, 400   86   339, 500   86   378, 200     87   245, 100   87   292, 700   87   340, 000   87   378, 600     88   245, 600   88   293, 100   88   340, 400   88   379, 000     89   246, 100   89   293, 400   89   340, 700   89   379, 400     90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 300     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   380, 700     93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	83	242, 900	83	291, 500	83	338, 300	83	377, 000
86   244,500   86   292,400   86   339,500   86   378,200     87   245,100   87   292,700   87   340,000   87   378,600     88   245,600   88   293,100   88   340,400   88   379,000     89   246,100   89   293,400   89   340,700   89   379,400     90   246,600   90   293,800   90   341,100   90   379,900     91   246,900   91   294,100   91   341,600   91   380,300     92   247,300   92   294,500   92   342,000   92   380,700     93   247,600   93   294,700   93   342,200   93   381,000	84	243, 400	84	291, 800	84	338, 800	84	377, 300
87   245, 100   87   292, 700   87   340, 000   87   378, 600     88   245, 600   88   293, 100   88   340, 400   88   379, 000     89   246, 100   89   293, 400   89   340, 700   89   379, 400     90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 300     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   380, 700     93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	85	243, 900	85	292, 100	85	339, 100	85	377, 700
88   245,600   88   293,100   88   340,400   88   379,000     89   246,100   89   293,400   89   340,700   89   379,400     90   246,600   90   293,800   90   341,100   90   379,900     91   246,900   91   294,100   91   341,600   91   380,300     92   247,300   92   294,500   92   342,000   92   380,700     93   247,600   93   294,700   93   342,200   93   381,000	86	244, 500	86	292, 400	86	339, 500	86	378, 200
89   246, 100   89   293, 400   89   340, 700   89   379, 400     90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 300     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   380, 700     93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	87	245, 100	87	292, 700	87	340, 000	87	378, 600
90   246, 600   90   293, 800   90   341, 100   90   379, 900     91   246, 900   91   294, 100   91   341, 600   91   380, 300     92   247, 300   92   294, 500   92   342, 000   92   380, 700     93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	88	245, 600	88	293, 100	88	340, 400	88	379, 000
91 246, 900 91 294, 100 91 341, 600 91 380, 300   92 247, 300 92 294, 500 92 342, 000 92 380, 700   93 247, 600 93 294, 700 93 342, 200 93 381, 000	89	246, 100	89	293, 400	89	340, 700	89	379, 400
92 247, 300 92 294, 500 92 342, 000 92 380, 700   93 247, 600 93 294, 700 93 342, 200 93 381, 000	90	246, 600	90	293, 800	90	341, 100	90	379, 900
93   247, 600   93   294, 700   93   342, 200   93   381, 000	91	246, 900	91	294, 100	91	341, 600	91	380, 300
	92	247, 300	92	294, 500	92	342, 000	92	380, 700
94   294, 900   94   342, 600	93	247, 600	93	294, 700	93	342, 200	93	381, 000
			94	294, 900	94	342, 600		

	95	295, 200	95	343, 100	
	96	295, 600	96	343, 500	
	97	295, 800	97	343, 700	
	98	296, 100	98	344, 100	
	99	296, 500	99	344, 500	
	100	296, 900	100	344, 800	
	101	297, 100	101	345, 100	
	102	297, 400	102	345, 500	
	103	297, 800	103	345, 900	
	104	298, 100	104	346, 300	
	105	298, 300	105	346, 800	
	106	298, 600	106	347, 200	
	107	299, 000	107	347, 600	
	108	299, 300	108	348, 000	
	109	299, 500	109	348, 500	
	110	299, 900	110	348, 900	
	111	300, 300	111	349, 200	
	112	300, 600	112	349, 500	
	113	300, 800	113	350, 000	
	114	301, 000			
	115	301, 300			

116	301, 700		
117	301, 900		
118	302, 100		
119	302, 400		
120	302, 700		
121	303, 100		
122	303, 300		
123	303, 600		
124	303, 900		
125	304, 200		

備考 この表は、技能労務の職にある職員に適用する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和32年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(降任、免職及び降給の手続)	(降任、免職及び降給の手続)
第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、又は免	
職する場合は、人事評価又はその他勤務の状況を示す事実に基づき	
勤務実績がよくない場合において、指導その他の必要な措置を行っ	
たにもかかわらず、勤務実績が改善されないときでなければならな	
<u>V</u>	

新 旧 第3条 略 略 3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職す る場合は、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合におい て、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、当該適格性 を欠く状態が改善されないときでなければならない。 略 略 前各項の規定は、前条の規定により職員を降給する場合に準用する 前2項の規定は、前条の規定により職員を降給する場合に準用す る。 る。 略 略 6 (休職の手続) (休職の手続) 第4条 略 第4条 略 2 前条第6項の規定は、職員の意に反する休職処分に準用する。 2 前条第4項の規定は、職員の意に反する休職処分に準用する。 附則 附則 1、2 略 1、2 略 第3条第6項の規定は、和泉市職員の給与に関する条例附則第4┃3 第3条第4項の規定は、和泉市職員の給与に関する条例附則第4 0項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、 0項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、 同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところによ 同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところによ り、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の り、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の 通知を行うものとする。 通知を行うものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(給料表等の切替え)

第2条 令和6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級及び支給を受けていた号給は、この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けることとなる者にあっては附則別表第1に、新条例の行政職給料表(二)の適用を受けることとなる者にあっては附則別表第2に定めるところにより切り替えて、切替日から適用する。ただし、切替日に職務の等級を異にして異動させるべき者にあっては、当該異動をさせた場合の職務の等級及び号給を附則別表第1又は附則別表第2に定めるところにより切り替えて、切替日から適用する。

(給料表等の切替えに伴う経過措置)

- 第3条 切替日の前日において属していた職務の等級が4等級以下の職員で、その者の切替日における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(以下「切替日前給料月額」という。)に達しないものには、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達するまでの間(切替日以後に降格した者にあっては、その降格した日までの間)、給料月額に、その者の受ける給料月額と切替日前給料月額との差額に相当する額を加えて得た額を給料月額として支給する。
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間(当該期間中に降格した者にあっては、その降格した日までの間)に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が5等級以上の職員で、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達しないものには、給料月額に、その差額に相当する額を2で除して得た額を加えて得た額を給料月額として支給する。
- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が4等級以上の職員で、かつ、 当該期間中に昇格した者又は5等級以上の職員で、その者の受ける給料月額(当該期間中に新条例第6条第5項の規定による昇給があった場合は、当該昇給額を給料月額から減じた額)が切替日前給料月額を超えるものには、給料月額から、その差額に相当する額を2で除して得た額を減じて得た額を給料月額として支給する。

#### (退職手当に関する経過措置)

- 第4条 新条例第34条の2第2項に規定する基礎在職期間の初日の属する月から切替日の前日の属する月までの間に、その職務の等級が 改正前の和泉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の3等級であった期間がある者に対する当該期間における新条例第36条の4第 1項の適用については、同項中「第6号区分 0」とあるのは、「第6号区分 11,940円」とする。
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、新条例第36条の4第1項中「120」とあるのは「60」と、「32,750円」とあるのは「59,550円」と、「29,780円」とあるのは「54,150円」と、「23,840円」とあるのは「43,350円」と、「17,880円」とあるのは「32,500円」と、「14,910円」とあるのは「27,100円」と、「第6号区分の」とあるのは「第6号区分21,700円」と読み替えて適用し、算定される調整額(以下「旧調整額」という。)が新条例の規定により算定される額(以下「新調整額」という。)に達しない職員に対しては、新調整額からその差額に相当する額を2で除して得た額を減じて得た額を、旧調整額が新調整額を超える職員に対しては、新調整額にその差額に相当する額を2で除して得た額を調整額として支給する。

#### (規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則別表第1

切	孝前	切春	<b>季後</b>	切春	孝前	切春	<b>季後</b>	切春	<b>季前</b>	切春	<b>季後</b>	切春	<b>季前</b>	切春	<b>季後</b>	切春	<b>季前</b>	切春	<b>季後</b>	切春	季前	切春	<b>季後</b>	切春	孝前	切	<b></b>
等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給
	16		35		1		23		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1
1	17	1	36	0	2	0	24	4	2	0	2	_	2	4	1	c	2	_	1	7	2	C	1	0	2	7	1
	18	1	37	3	3	2	25	4	3	3	3	Б	3	4	1	ь	3	Э	1	1	3	ь	1	8	3	(	1
	19		38		4		26		4		4		4		1		4		1		4		1		4		1

	20	39	5	27	5	5	5	1	5	1	5		1		5	1
	21	40	6	28	6	6	6	1	6	1	6	•	1	•	6	1
	22	41	7	30	7	7	7	1	7	1	7	•	1	•	7	1
	23	42	8	31	8	8	8	1	8	1	8	-	1		8	1
	24	43	9	32	9	9	9	1	9	1	9	-	1		9	1
	25	44	10	34	10	10	10	1	10	1	10	-	1	•	10	1
	26	45	11	35	11	11	11	1	11	1	11		1		11	1
	27	46	12	37	12	12	12	1	12	1	12		1		12	1
	28	47	13	38	13	13	13	1	13	1	13		1		13	1
	29	48	14	39	14	14	14	1	14	1	14		1		14	1
	30	49	15	40	15	15	15	1	15	1	15		1		15	1
	31	50	16	41	16	16	16	1	16	1	16		1		16	1
	32	51	17	42	17	17	17	1	17	1	17		1		17	1
	33	52	18	43	18	18	18	1	18	1	18		1		18	1
	34	53	19	44	19	19	19	1	19	1	19		2		19	1
	35	54	20	46	20	20	20	1	20	1	20		3		20	1
	36	55	21	47	21	21	21	1	21	1	21	_	4		21	1
	1	52	22	48	22	22	22	1	22	1	22	_	5		22	1
2	2	53	23	50	23	23	23	1	23	1	23	<u>_</u>	6		23	1
	3	54	24	51	24	24	24	1	24	1	24	<u>_</u>	7		24	1
	4	55	25	53	25	25	25	1	25	1	25		8		25	1

_	T T			T T	T T		1.1				I _		
5	56	26	55	26	26	26	1	26	1	26	9	26	1
6	57	27	56	27	27	27	1	27	1	27	10	27	1
7	58	28	58	28	28	28	1	28	1	28	11	28	1
8	59	29	60	29	29	29	1	29	1	29	12	29	1
9	60	30	61	30	30	30	1	30	1	30	13	30	1
10	61	31	63	31	31	31	1	31	1	31	14	31	1
11	62	32	65	32	32	32	1	32	1	32	15	32	1
12	63	33	66	33	33	33	2	33	1	33	16	33	1
13	64	34	69	34	34	34	3	34	2	34	17	34	1
14	65	35	70	35	35	35	4	35	3	35	18	35	1
15	66	36	72	36	36	36	5	36	4	36	18	36	1
16	67	37	75	37	37	37	6	37	5	37	18	37	1
17	68	38	80	38	38	38	7	38	6	38	18	38	1
18	69	39	87	39	39	39	8	39	7	39	18	39	1
19	70	40	92	40	40	40	9	40	8	40	18	40	1
20	71	41	97	41	41	41	10	41	9	41	18	41	1
21	72	42	103	42	42	42	11	42	10	42	18	42	1
22	73	43	107	43	43	43	12	43	11	43	18	43	1
23	74	44	112	44	44	44	13	44	12	44	18	44	1
24	75	45	119	45	45	45	14	45	13	45	18	45	1
25	76	46	124	46	46	46	15	46	14	46	18		

0.5												1	1	
26		78	47		125	47	47	47	16	-	47	15	47	18
27		79	48		125	48	47	48	17		48	16	48	18
28		82	49		125	49	47	49	18		49	17	49	18
29		84	50		125	50	47	50	19		50	18	50	18
30		86	51		125	51	47	51	20		51	19	51	18
31		31	52		125	52	47	52	21		52	20	52	18
32		32	53		125	53	47	53	22		53	21	53	18
33		33	54		125	54	47	54	23		54	22	54	18
34		34	55		125	55	47	55	24		55	23	55	18
35		35	56		125	56	47	56	25		56	24	56	18
36		36	57		125	57	47	57	26		57	25	57	18
37		37	58		125	58	47	58	27		58	26	58	18
38	2	38	59		125	59	47	59	28		59	26	59	18
39		39	60		125	60	47	60	29		60	26	60	18
40		40	61		125	61	47	61	30		61	26	61	18
41		41	62		125	62	47	62	31		62	26	 	 
42		42	63		125	63	47	63	31		63	26		
43		43	64		125	64	47	64	31		64	26		
44		44	65		125	65	47	65	31		65	26		
45		45	66		125	66	47	66	31		66	26		
46		46	67		125	67	47	67	31		67	26		

		_																
47	4	.7	68		125	68	_	47	68	-	31	_	68	26				
48	4	.8	69		125	69		47	69		31		69	26				
49	4	9	70		125	70		47	70		31		70	26				
50	5	0	71		125	71		47	71		31		71	26				
51	5	1	72		125	72		47	72		31		72	26				
52	5	2	73		125	73		47	73	•	31		73	26				
53	5	3	74		125	74		47	74	•	31		74	26				
54	5	4	75		125	75		47	75	•	31		75	26				
55	5	5	76		125	76		47	76	•	31		76	26				
56	5	6	77		125	77		47	77		31		77	26				
57	5	7	78		125	78		47	78		31		78	26				
58	5	8	79		125	79		47	79		31		79	26				
59	5	9	80		125	80		47	80		31		80	26				
60	6	0	81		125	81		47	81		31		81	26				
61	6	1	82		125	82		47	82		31		82	26				
62	6	2	83		125	83		47	83	•	31		83	26				
63	6	3	84		125	84		47	84		31		84	26				
64	6	4	85		125	85		47	85	•	31		85	26				
65	6	5	86		125	86		47	86	•	31	•						
66	6	6	87		125	87		47	87		31							
67	6	7	88		125	88		47	88		31							

68		68	89	125	89	47	89	
69	-	69	90	125	90	47	90	31
70	•	70	91	125	91	47	91	31
71		71	92	125	92	47	92	31
72		72	93	125	93	47	93	31
73	•	73	94	125				
74		74	95	125				
75		75	96	125				
76		76	97	125				
77		77	98	125				
78		78	99	125				
79		79	100	125				
80		80	101	125				
81		81	102	125				
82		82	103	125				
83		83	104	125				
84		84	105	125				
85		85	106	125				
86		86	107	125				
87		87	108	125				
88		88	109	125				

89	89	110	125			
90	90	111	125			
91	91	112	125			
92	92	113	125			
93	93					
94	94	:				
95	95					
96	96					
97	97					
98	98					
99	99					
100	100	)				
101	10	1				
102	102	2				
103	103	3				
104	104	1				
105	105	5				
106	106	3				
107	107	7				
108	108	3				
109	109	9				

110	110			
111	111			
112	112			
113	113			
114	114			
115	115			
116	116			
117	117			
118	118			
119	119			
120	120			
121	121			
122	122			
123	123			
124	124			
125	125			

## 附則別表第2

切替前	切替後	切替前	切替後	切替前	切替後	切替前	切替後
行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表
	( <u></u> )		( <u> </u>		( <u></u> )		( <u></u> )

等級	号給	等 級	号給	等 級	号給	等級	号給	等 級	号給	等級	号給	等級	号給	等 級	号給
	1		1		1		1		1		1		1		1
	2		2		2		2		2		2		2		2
	3		3		3		3		3		3		3		3
	4		4		4		4		4		4		4		4
	5		5		5		5		5		5		5		5
	6		6		6		6		6		6		6		6
	7		7		7		7		7		7		7		7
	8		8		8		8		8		8		8		8
1	9	1	9	2	9	9	9	3	9	3	9	4	9	4	9
1	10	1	10		10	2	10	3	10	3	10	4	10	4	10
	11		11		11		11		11		11		11		11
	12		12		12		12		12		12		12		12
	13		13		13		13		13		13		13		13
	14		14		14		14		14		14		14		14
	15		15		15		15		15		15		15		15
	16		16		16		16		16		16		16		16
	17		17		17		17		17		17		17		17
	18		18		18		18		18		18		18		18

19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39

40	40	40	40	40	40	40	40
	<u> </u>						
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60

61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81

82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93
		94	94	94	94		
		95	95	95	95		
		96	96	96	96		
		97	97	97	97		
		98	98	98	98		
		99	99	99	99		
		100	100	100	100		
		101	101	101	101		
		102	102	102	102		

103	103	103	103	
104	104	104	104	
105	105	105	105	
106	106	106	106	
107	107	107	107	
108	108	108	108	
109	109	109	109	
110	110	110	110	
111	111	111	111	
112	112	112	112	
113	113	113	113	
114	114			
115	115			
116	116			
117	117			
118	118			
119	119			
120	120			
121	121			
122	122			
123	123			

124 124

# 議案第 49 号参考資料

別表第1 行政職給料表(旧条例)

職務の等級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務 の等 級	4等級	職務 の等 級	5等級	職務の等級	6等級	職務 の等 級	7等級	職務の等級	8等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円		円
1	150, 100	1	198, 500		234, 400	1	266, 000	1	290, 700	1	319, 200	1	362, 900		408, 100
2	151, 200	2	200, 300		236, 000	2	267, 700	2	292, 900	2	321, 400	2	365, 500		410, 500
3	152, 400	3	202, 100		237, 500	3	,	3	295, 000	3	323, 700		367, 900		413, 000
4	153, 500	4	203, 900		239, 000	4	271, 000	4	297, 000	4	325, 900	4	370, 500		415, 400
5	154, 600	5	205, 400		240, 300	5	· ·	5	298, 800	5	328, 100	5	372, 400		417, 300
6	155, 700	6	207, 200		241, 900	6	,	6	300, 800	6	330, 100		374, 900		419, 600
7	156, 800	7	209, 000		243, 400	7	,	7	302, 600	7	332, 300	7	377, 200		421, 700
8	157, 900	8	210, 800		244, 900	8	<i>'</i>	8	304, 200	8	334, 500		379, 700		423, 900
9	158, 900	9	212, 400		246, 000	9	280, 200	9	306, 100	9	336, 400	9	382, 100		425, 900
10	160, 300	10	214, 200		247, 500	10	282, 200	10	308, 400	10	338, 600	10	384, 800	10	428, 000
11	161, 600	11	216, 000	11	249, 000	11	284, 100	11	310, 600	11	340, 600	11	387, 400	11	430, 100
12	162, 900	12	217, 800		250, 300	12	286, 000	12	312, 900	12	342, 800	12	390, 100	12	432, 200
13	164, 100	13	219, 200	13	251, 800	13	287, 900	13	315, 000	13	344, 600	13	392, 500	13	433, 900
14	165, 600	14	221, 000		253, 000	14	289, 700	14	317, 100	14	346, 600	14	394, 800	14	435, 700
15	167, 100	15	222, 700		254, 300	15	291, 200	15	319, 300	15	348, 600		397, 000	15	437, 700
16	168, 700	16	224, 500	16	255, 500	16	<i>'</i>	16	321, 400	16	350, 600	16	399, 400	16	439, 700
17	169, 800	17	226, 100	17	256, 800	17	294, 400	17	323, 300	17	352, 300	17	401, 200	17	441, 600
18	171, 200	18	227, 800	18	258, 200	18	296, 400	18	325, 300	18	354, 300	18	403, 200	18	443, 400
19	172, 600	19	229, 400	19	259, 600	19	298, 500	19	327, 300	19	356, 100	19	405, 100	19	445, 200
20	174, 000	20	230, 900	20	261, 100	20	300, 500	20	329, 300	20	358, 000	20	406, 900	20	446, 900
21	175, 300	21	232, 200	21	262, 700	21	302, 400	21	331, 000	21	359, 900	21	408, 800	21	448, 700
22	177, 800	22	233, 800	22	264, 400	22	304, 500	22	333, 100	22	361, 800	22	410, 600		450, 200
23	180, 300	23	235, 400		266, 000	23	306, 500	23	335, 100	23	363, 800	23	412, 400		451, 600
24	182, 800	24	236, 900	24	267, 600	24	308, 600	24	337, 200	24	365, 700	24	414, 300		453, 100
25	185, 200	25	237, 900	25	269, 400	25	310, 300	25	338, 600	25	367, 700	25	416, 100	25	454, 500

職務の等級	1等級	職務 の等 級	2等級	職務の等級	3等級	職務 の等 級	4等級	職務 の等 級	5 等級	職務の等級	6 等級	職務の等級	7等級	職務 の等 級	8等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
26	186, 900	26	239, 400	26	271, 200	26	312, 400	26	340, 500	26	369, 600	26	417, 600	26	455, 800
27	188, 500	27	240, 700	27	272, 900	27	314, 400	27	342, 400	27	371,600	27	419, 100	27	457, 100
28	190, 200	28	241, 900	28	274, 600	28	316, 400	28	344, 300	28	373, 600	28	420, 700	28	458, 300
29	191, 700	29	243, 100	29	276, 200	29	318, 100	29	345, 900	29	375, 100	29	422, 300	29	459, 300
30	193, 400	30	244, 100	30	277, 900	30	320, 100	30	347, 800	30	376, 900	30	423, 600	30	460, 000
31	195, 200	31	245, 100	31	279, 700	31	322, 200	31	349, 700	31	378, 700	31	424, 900	31	460, 800
32	196, 900	32	246, 100		281, 200	32	324, 300	32	351, 500	32	380, 300	32	426, 100		461, 500
33	198, 500	33	247, 200	33	282, 400	33	325, 500	33	353, 400	33	382, 100	33	427, 300		462, 200
34	199, 900	34	248, 100	34	284, 100	34	327, 500	34	355, 200	34	383, 500	34	428, 600	34	463, 000
35	201, 400	35	249,000	35	285, 700	35	329, 400	35	357, 000	35	385,000	35	429, 900	35	463, 700
36	202, 900	36	250,000	36	287, 400	36	331, 500	36	358, 700	36	386, 600	36	431, 100	36	464, 300
37	204, 200	37	250, 900		289, 000	37	333, 400	37	360, 100	37	388,000	37	432, 300	37	464, 800
38	205, 500	38	252, 200	38	290, 700	38	335, 300	38	361, 400	38	389, 200	38	433, 100		465, 400
39	206, 700	39	253, 400	39	292, 500	39	337, 300	39	362, 800	39	390, 400	39	433, 900	39	466, 000
40	208, 000	40	254, 700	40	294, 300	40	339, 200	40	364, 200	40	391, 500	40	434, 700	40	466, 600
41	209, 300	41	256, 000		295, 800	41	341, 100	41	365, 500	41	392, 600	41	435, 300	41	467, 100
42	210,600	42	257, 400	42	297, 500	42	343, 000	42	366, 400	42	393, 800	42	436, 000	42	467, 600
43	211, 900	43	258, 600		299, 000	43	344, 800	43	367, 500	43	395, 000	43	436, 700	43	468, 000
44	213, 200	44	259, 800	44	300, 600	44	346, 700	44	368, 600	44	396, 100	44	437, 400		468, 300
45	214, 300	45	260, 900	45	302, 200	45	348, 200	45	369, 400	45	396, 800	45	438, 200	45	468, 600
46	215, 600	46	262, 100	46	303, 900	46	349, 600	46	370, 300	46	397, 500	46	439, 000		
47	216, 900	47	263, 400	47	305, 500	47	351, 100	47	371, 200	47	398, 200	47	439, 400		
48	218, 200	48	264, 500	48	307, 200	48	352, 600	48	372, 100	48	398, 900	48	440, 100		
49	219, 200	49	265, 600	49	308, 100	49	354, 200	49	373, 000	49	399, 500	49	440, 600		
50	220, 300	50	266, 600		309, 600	50	355, 000	50	373, 800	50	400, 100	50	441,000		
51	221, 300	51	267, 800	51	311, 100	51	356, 200	51	374, 600	51	400,600	51	441, 400		
52	222, 300	52	268, 900	52	312, 700	52	357, 200	52	375, 400	52	401, 000	52	441, 800		
53	223, 300	53	269, 900	53	314, 300	53	358, 100	53	376, 100	53	401, 400	53	442, 200		
54	224, 200	54	270, 900		315, 900	54	359, 200	54	376, 800	54	401, 700	54	442,600		
55	225, 100	55	272,000	55	317, 500	55	360, 100	55	377, 500	55	402, 000	55	443, 000		

職務 の等 級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務の等級	4等級	職務 の等 級	5等級	職務の等級	6 等級	職務 の等 級	7等級	職務 の等 級	8等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
56	226, 000	56	273, 100	56	319,000	56	361, 200	56	378, 200	56	402, 300	56	443, 300		
57	226, 300	57	274,000	57	320, 500	57	362, 100	57	378, 700	57	402,600	57	443,600		
58	227, 100	58	275, 000	58	321, 700	58	362, 800	58	379, 300	58	402, 900	58	444, 000		
59	227, 800	59	275, 900	59	322, 900	59	363, 500	59	379, 900	59	403, 200	59	444, 300		
60	228, 500	60	277,000	60	324, 100	60	364, 200	60	380, 600	60	403, 500	60	444, 600		
61	229, 200	61	278, 100	61	324, 800	61	364, 600	61	381,000	61	403, 800	61	444, 900		
62	230, 000	62	279, 100		325, 700	62	365, 200		381, 700	62	404, 100				
63	230, 700	63	280,000		326, 500	63	365, 900		382, 300	63	404, 400				
64	231, 300	64	281,000		327, 300	64	366, 600		382, 900	64	404, 700				
65	231, 900	65	281, 500		328, 200	65	366, 900		383, 300	65	405, 000				
66	232, 500	66	282, 400		328, 600	66	367, 600		383, 900	66	405, 300				
67	233, 100	67	283, 100	67	329, 300	67	368, 300	67	384, 500	67	405, 600				
68	233, 800	68	284, 000	68	330, 100	68	369, 000	68	385, 100	68	405, 900				
69	234, 500	69	285,000		330, 900	69	369, 300	69	385, 500	69	406, 100				
70	235, 100	70	285, 800		331, 600		369, 900		386, 000	70	406, 400				
71	235, 600	71	286,600		332, 300	71	370, 600		386, 500	71	406, 700				
72	236, 300	72	287, 400		333, 000	72	371, 200		387, 100	72	407, 000				
73	237, 000	73	288, 200	73	333, 500	73	371, 500	73	387, 400	73	407, 200				
74	237, 600	74	288, 700		334, 100	74	372, 100		387, 800	74	407, 500				
75	238, 200	75	289, 100	75	334, 600	75	372, 800		388, 200	75	407, 800				
76	238, 700	76	289, 600		335, 200	76	373, 400		388, 600	76	408, 000				
77	239, 300	77	289, 800		335, 500	77	373, 800		388, 900	77	408, 200				
78	240, 000	78	290, 100	78	336, 000	78	374, 300	78	389, 200	78	408, 500				
79	240, 700	79	290, 300		336, 400	79	374, 900	79	389, 500	79	408, 800				
80	241, 200	80	290, 700		336, 900	80	375, 400	80	389, 800	80	409, 000				
81	241, 700	81	290, 900		337, 300	81	375, 900		390, 000	81	409, 200				
82	242, 300	82	291, 100		337, 800	82	376, 500		390, 300	82	409, 500				
83	242, 900	83	291, 500		338, 300	83	377, 000		390, 600	83	409, 800				
84	243, 400	84	291, 800		338, 800	84	377, 300	84	390, 800	84	410,000				
85	243, 900	85	292, 100	85	339, 100	85	377, 700	85	391,000	85	410, 200				

職務の等級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務の等級	4等級	職務の等級	5 等級	職務の等級	6等級	職務 の等 級	7等級	職務 の等 級	8等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
86	244, 500	86	292, 400	86	339, 500	86	378, 200	86	391, 300						
87	245, 100	87	292, 700	87	340,000	87	378, 600	87	391,600						
88	245, 600	88	293, 100	88	340, 400	88	379,000	88	391, 800						
89	246, 100	89	293, 400	89	340, 700	89	379, 400	89	392, 000						
90	246, 600	90	293, 800	90	341, 100	90	379, 900	90	392, 300						
91	246, 900		294, 100	91	341,600	91	380, 300		392, 600						
92	247, 300		294, 500	92	342,000		380, 700		392, 800						
93	247, 600		294, 700		342, 200	93	381,000	93	393, 000						
		94	294, 900	94	342, 600										
		95	295, 200	95	343, 100										
		96	295, 600	96	343, 500										
		97	295, 800	97	343, 700										
		98	296, 100		344, 100										
		99	296, 500		344, 500										
		100	296, 900		344, 800										
		101	297, 100		345, 100										
		102	297, 400		345, 500										
		103	297, 800		345, 900										
		104	298, 100		346, 300										
		105	298, 300		346, 800										
		106	298, 600		347, 200										
		107	299, 000		347, 600										
		108	299, 300		348, 000										
		109	299, 500		348, 500										
		110	299, 900		348, 900										
		111	300, 300		349, 200										
		112	300, 600		349, 500										
		113	300, 800		350, 000										
		114	301, 000												
1 1		115	301, 300			l									

職務 の等 級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務の等級	4等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7等級	職務 の等 級	8等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		116	301, 700												
		117	301, 900												
		118	302, 100												
		119	302, 400												
		120	302, 700												
		121	303, 100												
		122	303, 300												
		123	303,600												
		124	303, 900												
		125	304, 200												

### 議案第 53 号

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例制定について

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

# 理 由

不用品を売る、中古品を買うといったリサイクル行動が市民に定着するとともに、民間のリサイクルショップの市内への多数進出やインターネット上における不用品売買の普及により、市が不用品の回収・販売事業を行う意義が低下した現状において、公費を投じてまで事業を継続する必要性はなくなってきているため、和泉市リサイクルプラザを廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

# 和泉市条例第号

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例 (案)

和泉市リサイクルプラザ条例(平成9年和泉市条例第6号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 議案第 56 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

# 理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置を創設するほか、所要の規 定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 和泉市条例第

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

第1条 和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項|第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項 に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以 外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第21条、 第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額す るものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の 見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として 算定した額とする。

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア~ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務) の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以 外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第21条及 び第21条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合 にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基 礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

 $\square$ 

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア~ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務 の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第

旧

1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第7 2条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険 者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並 びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金 等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及 びヲ (大阪府知事が定めたものに限る。) 並びに附則第7条第 2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3 号に掲げる額の合計額を除く。) の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する 第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第3 14条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他 の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第3 5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第

1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第 72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保 険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費 用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1 号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 第6条第1号ハからヌまで及びヲ (大阪府知事が定めたものに 限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計 額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。) の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第3 14条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他 の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第3 5条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地 等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2

1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、こ れらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所 得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35 条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条 の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用が ある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規 定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地 方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の 4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課 税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同 法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含

第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1 項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第3 5条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33 条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適 用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項 に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額) 地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡 所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項 に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規 定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項 (同 法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含

む。第21条第1項第1号において同じ。) に規定する特例適用利 子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定す る特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。 第21条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の 合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした 後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ れる所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

# 2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高|第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高 齢者支援金等賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の 規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合に あっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後 期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見 込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定

む。第21条第1項第1号において同じ。) に規定する特例適用利 子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定す る特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。 第21条において「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の 合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした 後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ れる所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

#### 2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

齢者支援金等賦課額(第21条及び第21条の3の規定により後期 高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その 減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金 等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

旧

した額とする。

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費) 納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1 項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規 定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

- 第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条及)第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条の び第21条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとし た場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以 下「介護納付金賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込 額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定し た額とする。
- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費 納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の

(介護納付金賦課総額)

- 規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあって は、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付 金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費

旧

納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の 額

(低所得者の保険料の減額)

- 第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦|第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦 課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額 して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額) とする。
- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定 した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色 専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条 第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和4 0年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の 例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定 する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2

納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 の規定による繰入金を除く。) の額

#### (低所得者の保険料の減額)

- 課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額 して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額) とする。
- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定 した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色 専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条 第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和4 0年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の 例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定 する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2

の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用 後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係 る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得 の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2 の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しく は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定 する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用 配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用 配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について も同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所 得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の 2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同 法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若し くは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定 する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用 配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用 配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について も同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号にお いて「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中 に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1 項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控 除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額) が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同 じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方 税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳 未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え る者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収 入金額が110万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有 する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与 所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法 第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該 世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者

の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号にお いて「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中 に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1 項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控 除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額 が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同 じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方 税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳 未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え る者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収 入金額が110万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有 する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与 所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法 第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該 世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者

均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア、イ略

(2)、(3) 略

 $2 \sim 4$  略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第21条の3 略

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に掲げる場合を除く)。
- (1)当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度 分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の 1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健 康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の 日。第27条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月

旧

均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア、イ略

(2)、(3) 略

 $2 \sim 4$  略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第21条の3 略

新	旧
(以下この号において「出産予定月」という。) の前月(多胎妊	
娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以	
下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗	
じて得た額	
(2)当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に12分の1を	
乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年	
度に属する月数を乗じて得た額	
2 第17条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用	
する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」と	
あるのは「額」と読み替えるものとする。	
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用	
する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後	
期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあ	
るのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条	
<u>の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」</u>	
とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。	
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準	
用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介	
護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第	
17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」	

新 旧 と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替 えるものとする。 5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額 するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合にお ける当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第17条の2の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額 が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度 分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の 1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当 該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に 第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号 アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該 年度に属する月数を乗じて得た額 6 第17条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用 する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」と あるのは「額」と読み替えるものとする。

新	IΠ
7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用	
する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後	
期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあ	
<u>るのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条</u>	
の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」	
とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。	
8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準	
用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介	
護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第	
17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」	
と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替	
<u>えるものとする。</u>	
(特例対象被保険者等に係る届出)	(特例対象被保険者等に係る届出)
第27条 略	第27条 略
(出産被保険者に関する届出)	
第27条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事	
項を記載した届書を市長に提出しなければならない。	
(1)世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号	
(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号	
(3) 出産の予定日	

新	旧
(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別	
2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類	
(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができ	
<u>る書類</u>	
(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産し	
た被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにするこ	
とができる書類	
3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行う	
<u>ことができる。</u>	
4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1	
項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかに	
<u>すべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届</u>	
<u>出を省略させることができる。</u>	

第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(特例対象被保険者等に係る届出)	(特例対象被保険者等に係る届出)
第27条 略	第27条 略

	新	旧
2	前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則	2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則
	(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定す	(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定す
	る雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用	る雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これ
-	保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示	を提示しなければならない。
	しなければならない。	

### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 議案第 57 号

和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

こども基本法(令和4年法律第77号)の施行に伴い、こども施策の実施に関する重要事項及び市町村こども計画について調査審議する ため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

# 和泉市条例第 号

和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例(案)

和泉市こども・子育て会議条例(平成25年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
和泉市こどもまんなか会議条例	和泉市こども・子育て会議条例
(設置)	(設置)
第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」とい	第1条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「 <u>法</u> 」
う。)第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24	という。)第72条第1項の規定に基づき、和泉市こども・子育て
年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項の規定	<u>会議(以下「こども・子育て会議」という。)</u> を置く。
に基づき、和泉市こどもまんなか会議(以下「こどもまんなか会議」	
<u>という。)</u> を置く。	
(担任事務)	(担任事務)
第2条 こどもまんなか会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じ	第2条 こども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、
て、基本法第2条第2項に規定するこども施策の実施に関する重要	法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ど
事項及び基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画につ	も・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。
いて調査審議するほか、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を	
処理する。	
(組織)	(組織)

新	旧
第3条 こどもまんなか会議は、委員20人以内で組織する。	第3条 こども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>こども施策</u> に関する事業に従事する者	(2) <u>子ども・子育て支援</u> に関する事業に従事する者
(3) こども施策に関し学識経験を有する者	(3) <u>子ども・子育て支援</u> に関し学識経験を有する者
(4)、(5)略	(4)、(5)略
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の	第5条 <u>こども・子育て会議</u> に会長及び副会長各1人を置き、委員の
互選により定める。	互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、こどもまんなか会議を代表する。	2 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。
3 略	3 略
(臨時委員)	(臨時委員)
第6条 こどもまんなか会議に、特別の事項を調査審議させるため必	第6条 こども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必
要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができ	要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができ
る。	る。
2、3 略	2、3 略
(部会)	(部会)
第7条 <u>こどもまんなか会議</u> に、部会を置くことができる。	第7条 <u>こども・子育て会議</u> に、部会を置くことができる。
2~5 略	2~5 略
6 こどもまんなか会議は、その定めるところにより、部会の議決を	6 <u>こども・子育て会議</u> は、その定めるところにより、部会の議決を

新 もって会議の議決とすることができる。 もって会議の議決とすることができる。 (会議) (会議) 第8条 こどもまんなか会議の会議(以下この条から第10条までに|第8条 こども・子育て会議の会議(以下この条及び次条において「会 おいて「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長とな る。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できな い場合は、市長が招集する。 2、3 略 2、3 略 (会議の招集の特例) 第9条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができ ない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法

により議事を行うことができる。 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合に おいて、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替え

(関係者の出席)

るものとする。

# 第10条 略

2 第8条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合にお 2 前条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合におい と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるも のとする。

旧

議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、 会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市 長が招集する。

(関係者の出席)

# 第9条 略

いて、第8条第1項中「こどもまんなか会議」とあるのは「部会」 て、前条第1項中「こども・子育て会議」とあるのは「部会」と、 同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものと する。

新	旧
(庶務)	(庶務)
第11条 こどもまんなか会議の庶務は、子育て支援担当部署におい	第10条 こども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当部署におい
て処理する。	て処理する。
(委任)	(委任)
第12条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営	第11条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営
に関し必要な事項は、市長が定める。	に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の和泉市こども・子育て会議条例第1条の規定により置かれた和泉市こども・子育て会議(以下「旧会議」という。)の委員である者は、施行日に、改正後の和泉市こどもまんなか会議条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により、和泉市こどもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱された委員(前項の規定により施行日に委員として委嘱されたものとみなされる者を除く。)の任期は、 新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年10月27日までとする。